

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2022年6月1日 184号

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

脱毛エステの契約は慎重に！

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

薄着になるこの季節、ムダ毛が気になり、脱毛エステなどの広告を見て予約する方も多と思います。近年では男性のひげ脱毛等の需要も増加しており、脱毛エステのトラブルについての相談が寄せられています。

【相談事例】

1年前にSNSで知った脱毛エステの腕の無料脱毛を試した。説明がとても親切で丁寧な対応だったので、「2年間通い放題」というコースを契約した。

今までに8回の施術を受けたが、予約が取れにくく、あまり効果も感じられなかったため、解約を申し出たが、「契約期間は1年で終了しており解約できない。」と言われた。

2年間通い放題だと説明は受けたが、契約書面上の契約期間が1年間で6回まで有償の対象だとは知らされていないと思う。納得できない。

【解説】

長期間にわたる契約の多くは、「有償で施術を受けられる期間・回数」と「無償で施術を受けられる期間・回数」に分かれています。特定商取引法の「特定継続的役務」は、「有償で提供される役務」に限られ、無償で提供されるもの、継続性を持たないものは該当しません。

事例1の場合、相談者は契約内容の説明を「解約・清算の対象が2年間」と誤解してしまった可能性があります。契約書面には、「契約期間：1年／回数：6回／単価6万円／契約総額／36万円」と記載がありました。つまり、契約期間は1年、施術は6回までが清算の対象（有償で提供される役務）で、2年目、7回目からはアフターサービス（無償で提供される役務）となります。相談者は契約書に同意するサインをしており、有償部分の提供が済んだと判断され、中途解約はできませんでした。支払いについても、クレジットの分割支払いだけが残りました。

【アドバイス】

◆「通い放題」を選択した後に、脱毛機械が肌に合わない、事情が変わって通えないなど、解

約せざるを得ない状況になることも考えられます。長期間の契約が心配な時は、都度払いができる店舗やコースを選択しましょう。

◆「通い放題」「期間・回数無制限」という広告や説明された期間・回数と契約書面上の期間・回数は一致しないことがあります。いつまで、何回通ったら中途解約出来なくなるのかを確認しましょう。また、中途解約した場合は、施術を受けた回数分の支払いは必要となるので、1回あたりの施術料（単価）を確認しておきましょう。

◆エステ店によってはコースが多数存在し、脱毛以外のコースと組み合わせるなど複雑な契約内容を勧められる場合があります。カウンセリング等を受けたときは、施術内容と契約条件について、契約書面等を見ながら理解できるまで説明を受けましょう。

「今日だけ割引」などと急がされてもその場で契約せず、自分が希望する内容なのかよく考えましょう。自分が希望しない内容を勧められたら、きっぱりと断りましょう。

◆個別クレジット等で分割払いをした場合、分割払いの期間と施術にかかる標準的な期間や契約期間が一致せず、施術が終わった後や契約終了後も支払いが続く場合があります。

分割払いにした場合、契約期間を正しく理解するほか、分割払いがいつまで続くのかについても把握する必要があります。エステ店で交付される概要書面、契約書面、個別クレジット会社等の交付書面などで、詳細を確認しましょう。

契約前に不安になったとき、解約したいがクーリング・オフの対象期間か分からないとき、中途解約の精算や施術でケガをしたなどトラブルになったときは、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

<参考資料>

○国民生活センター 発表情報

脱毛エステの通い放題コースなどでの中途解約・精算トラブルに注意！「途中でやめたら返金なし！？」「解約したのに支払いは続く…」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211223_1.html

○国民生活センター 発表情報

狙われる！？18歳・19歳「金（かね）」と「美（び）」の消費者トラブルに気をつけて！

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408_1.html

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。
商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが [mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■